

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成28年7月7日(2016.7.7)

【公開番号】特開2014-229779(P2014-229779A)

【公開日】平成26年12月8日(2014.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2014-067

【出願番号】特願2013-109015(P2013-109015)

【国際特許分類】

H 01 L 31/108 (2006.01)

G 01 J 1/02 (2006.01)

H 01 L 51/05 (2006.01)

【F I】

H 01 L 31/10 C

G 01 J 1/02 B

H 01 L 29/28 100 A

【手続補正書】

【提出日】平成28年5月9日(2016.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

凸部を有する有機半導体と、

前記有機半導体上に付加され、検出光の照射により電子が励起される局在プラズモン共鳴及び表面プラズモン共鳴の少なくとも一方のプラズモン共鳴を促進する金属層と、

前記金属層に接合され、前記プラズモン共鳴により励起される電子を前記金属層との接合部において通過させる半導体と、

を備える光検出器。

【請求項2】

請求項1に記載の光検出器において、

前記金属層を含む凸部の高さは、前記検出光の波長以下の寸法で、該凸部の太さの最大寸法が前記検出光の波長以下の寸法である、ことを特徴とする光検出器。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の光検出器において、

前記半導体は有機半導体である、ことを特徴とする光検出器。

【請求項4】

請求項1～3のいずれか一項に記載の光検出器において、

前記半導体を支持する基板をさらに備える、ことを特徴とする光検出器。

【請求項5】

請求項4に記載の光検出器において、

前記基板は半導体基板である、ことを特徴とする光検出器。

【請求項6】

請求項4に記載の光検出器において、

前記基板は導電性基板である、ことを特徴とする光検出器。

【請求項7】

請求項4に記載の光検出器において、

前記基板は絶縁性基板である、ことを特徴とする光検出器。

【請求項 8】

請求項 1 又は 2 に記載の光検出器において、

前記半導体は無機半導体である、ことを特徴とする光検出器

【請求項 9】

請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の光検出器において、

前記金属層を含む凸部の高さが 20 nm 以上である、ことを特徴とする光検出器。

【請求項 10】

請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の光検出器において、

前記金属層を含む凸部の高さが 50 nm 以上である、ことを特徴とする光検出器。

【請求項 11】

請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の光検出器において、

前記金属層は、凸部と該凸部に隣接する凹部とを有する凹凸構造であつて、

前記凹凸構造の凸部の高さは、前記検出光の波長以下の寸法で、かつ該凸部の太さの最大寸法が前記検出光の波長以下の寸法である、ことを特徴とする光検出器。

【請求項 12】

請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の光検出器において、

前記金属層を含む凸部は、任意の形状に湾曲又は屈曲して形成されている、ことを特徴とする光検出器。

【請求項 13】

請求項 1 に記載の光検出器において、

前記金属層を含む凸部は、不規則に形成された柱状の形状である、ことを特徴とする光検出器。

【請求項 14】

請求項 1 に記載の光検出器において、

前記凸部を有する有機半導体は、結晶成長させることによって形成される、ことを特徴とする光検出器。

【請求項 15】

請求項 1 に記載の光検出器において、

前記有機半導体は、フタロシアニン系、チオフェン系、Alq3 のいずれかからなる、ことを特徴とする光検出器。

【請求項 16】

請求項 1 に記載の光検出器において、

前記金属層は、Au、Pt、Al、Ag のいずれかからなる、ことを特徴とする光検出器。

【請求項 17】

請求項 1 に記載の光検出器において、

前記半導体は、フタロシアニン系、チオフェン系、Alq3、シリコンのいずれかからなる、ことを特徴とする光検出器。

【請求項 18】

請求項 1 に記載の光検出器において、

前記有機半導体上に付加された金属層は、局在プラズモン共鳴を促進する、ことを特徴とする光検出器。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

前記金属層を含む凸部は、任意の形状に湾曲又は屈曲して形成されてもよい。これによ

い、製作がより容易になる。

前記金属層を含む凸部は、不規則に形成された柱状の形状であってもよい。

前記凸部を有する有機半導体は、結晶成長させることによって形成されるとよい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

前記半導体は、フタロシアニン系、チオフェン系、Alq3、シリコンのいずれかとしてもよい。

前記前記有機半導体上に付加された金属層は、局在プラズモン共鳴を促進してもよい。